

梅雨らしからぬ天気、真夏日もあった 6 月。報道によると観測史上最「暑」の 6 月だったとか。今年も暑く長い夏となりそうです。



■2025 年度通常総会を開催しました

6 月 21 日（土）10：30 より、仙台弁護士会館 4 階ホールにおいて、2025 年度通常総会を開催しました。今年も実出席と Web 会議システムを併用し、Web 参加者には、事前に書面議決書もしくは委任状の提出をお願いしました。

会員総数 104 名の内、当日の出席者数は 98 名（実出席 20 名、書面議決書による出席 58 名、表決委任 20 名）でした。

はじめに、司会の古川佐智絵氏より総会成立が宣言され、続いて、吉岡和弘理事長の挨拶の後、議長に個人正会員天羽優子氏、議事録署名人に畠山幸夫氏、鈴木裕美氏が選出され、小野寺友宏理事・事務局長から一括して議案提案、続いて車塚潤監事より監査報告が行われました。その後、個人正会員佐々木正勝氏より、第 1 号議案及び第 3 号議案に関して、不動産の主に賃貸借契約で消費者被害に繋がるであろう情報提供とネットとうほくへの要望があり、理事会より答弁がありました。採決に入り、全議案が満場一致の賛成で承認採択されました。

2025 年度も、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう、①情報収集、情報提供、広報活動の強化、②特定適格消費者団体をめざす活動、③差止請求のための検討委員会活動及び申入れ活動の強化、④組織強化、⑤会員拡大、⑥消費者被害、消費者施策に関する研究・提言活動、⑦行政・他団体との協働及び業務委託を重点課題として活動することとしました。

【理事長挨拶】

11 年前に団体設立に関わり、8 年前から適格消費者団体として活動を続けている。本日まで参加の多くの方は何の利益もないまま活動に関わってくれている。「なぜ生きているか」を考えた時、「誰か」の為に「何か」をする、それが社会正義・消費者擁護に繋がる喜び。その喜びの為に 11 年活動が続いているのではないかな。

どんな問題が今起きていて、どう解決していくか日々考えている。適格消費者団体が目を光らせているこういった状況が、悪徳商法や詐欺まがいの業者の抑止に繋がっている。これからも確信をもって活動していく。

【提出議案】

第 1 号議案	2024 年度事業報告承認の件	満場一致の賛成で可決承認
第 2 号議案	2024 年度決算報告承認の件	満場一致の賛成で可決承認
第 3 号議案	2025 年度事業計画決定の件	満場一致の賛成で可決承認
第 4 号議案	2025 年度活動予算決定の件	満場一致の賛成で可決承認
第 5 号議案	役員選任の件	満場一致の賛成で可決承認
第 6 号議案	議案決議効力発生の件	満場一致の賛成で可決承認

【2025 年度～2026 年度役員体制】

理事長	吉岡和弘
理 事	磯田朋子、小笠原奈菜、男澤拓、小野田由季、小野寺友宏、 河上正二、佐々木菊恵、鈴木源一、鈴木裕美、高橋玲子、 中里真、野崎和夫、畠山幸夫、向田敏
監 事	車塚潤、櫻井芳昭



議案提案の様子



車塚監事による監査報告



会場からの発言



採決の様子

■総会記念報告会を開催しました

総会終了後、時々的重要なテーマを学び合うことを目的として報告会を開催しました。ネットとうほくもメンバーとして参加した AI を活用した不当条項抽出調査研究会（消費者庁の事業として調査及び検討する為に設置）の中間報告として、東京都立大学法学政治学研究科教授で当団体理事の小笠原奈菜氏に「AI を用いた抽出システムの中間報告－クリック一つで不当条項を発見！」と題し、研究会での検討内容、運用テストの結果等をご報告いただきました。

適格消費者団体に寄せられた情報提供を検討委員会で検討するにあたり、利用規約（約款）の分析が必要で、多くの時間と労力を要しています。分析する際行われる各条項のリスト化、不当条項（と思われる）条項の抽出、根拠条文の指摘に AI を利用できないか、というところから研究会の設置が決まりました。

まず、汎用生成 AI による利用規約の分析結果（計 3 回）について、続いて研究会で実施した運用テストの結果をもとに、約款の読み込みの容易性・正確性、不当条項を抽出する際の課題等について報告があり、最後に意見交換が行われました。

参加者からは、「難しかったが、AI の可能性や問題点がわかり面白かった」、「AI の講演はよく聴くが、利用方法の研究はこれからの課題であると強く思った」、「生成 AI ごとに特徴が異なることも具体的に知れた点がより興味を惹かれた。常に進歩し続ける分野の調査の難しさも感じた」等の感想が寄せられました。



報告者 小笠原奈菜教授

■検討委員会報告～くらしのレスキューサービス被害～

トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫の駆除等、日常生活でのトラブルに事業者が対処する、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」は、日常生活における緊急事態の手助けとなるありがたい面はあります。しかし、中には問題のある業者も少なからず存在し、各地の消費生活センター等には、広告されている料金と異なる金額を請求された、頼んでいない作業が行われたなどの相談が寄せられております。

宮城県内においても、近時、トイレや水回りのつまりの修理を請け負う業者のトラブルが増えているとのことであり、今年に入ってから、ネットとうほくにも複数の情報提供がありました。



典型的な被害事例は、広告等で実際の価格より著しく安い価格を表示しながら、実際に作業を行った後で高額な請求をするというものですが、このような行為は、消費者契約法の不実告知や、景品表示法の有利誤認表示に該当する可能性があります。

悪質な業者に作業を頼んでしまった場合、サービス内容や料金に納得できないときは、業者に契約を急がされても、冷静になり契約を断って他の業者に当たることを検討するのがよいものと思います。また、いったん契約の申し込みや契約をした場合でも、一定の期間であればクーリング・オフが適用できる場合もありますので、被害に気づいたら速やかに、最寄りの消費者相談窓口などに連絡して対応しましょう。

ネットとうほくでは、今後、このような事業者についてのさらなる情報を集めるとともに、違法な勧誘や広告を停止するよう求める申入れや行政への働きかけなどを検討する方針です。皆様もこのような被害事例を知ったときはネットとうほくへの情報提供をお願いいたします。

■2025 年度第 1 回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました



講師 中里真准教授

2025 年 5 月 15 日（木）18：00 から、仙台弁護士会館において、2025 年度第 1 回消ラボが開催されました。Zoom での参加も含めて 17 名が参加しました。

今回は、「特定商取引法に基づく差止請求権の行使・実効性担保のための課題」というテーマで福島大学の中里真准教授が講義を行いました。

適格消費者団体の差し止め請求権は、特定商取引法に基づく請求もできるとされていますが、今回の報告によれば、やはり消費者契約法に基づく差し止め請求が大多数を占めています。他方、特定商取引法を根拠法令として提訴された案件を中心に、実効性担保のための課題が検討されました。

特商法は、元々は行政規制のルールではありますが、現在では特にクーリング・オフの行使などができることから、民事法としても重要な法令であることを前提とし、適格消費者団体に同法に基づく差止請求権が認められていることや、差し止め対象となる行為についての説明がなされ、実際に差し止めを求めた事例などが紹介されました。

他方、適格消費者団体における差し止め請求の根拠として同法が利用されない遠因として、複数の改正を経て条文が複雑となっていること、特に詐欺的定期購入の場面などにおいて、契約締結過程のみを規制しており、かつ、ガイドラインなどが細かく整備された結果、逆に規制内容を潜り抜けるような広告表示や販売方法が蔓延していることから、現行法での対応に限界があるのではないかとのことでした。実効性担保の場面では、特商法が消費者契約特別法の関係であることを前提に、その両方が適用できる場面があり、特商法の規定や基準が参考になるケースがあること、特商法違反が複数認められる場合には、消費者契約法 10 条該当性にも影響を与えうるケースがあることなどの指摘がなされました。

意見交換では、「クーリング・オフに関する差し止めは特商法固有の差し止請求権であり、更に申入れがなされるべきではないか」、「消費者契約法に基づく差し止めであっても不当勧誘に対する差し止めは立証のハードルが高いことは変わらないことが根本的な問題点であろう」などの意見が出されました。

第3回消ラボは、2025年9月11日（木）18:00から「欧州の個人情報保護法制(GDPR)からみる消費者法制の問題点」と題して山形大学の森勇斗講師が担当します。

■「消費者トラブル 電話相談会」が始まりました

チラシやHPでご案内の通り、今年度も弁護士による「消費者トラブル電話相談会」を7月から12月までの毎月第1金曜日に開催しています。

今回は8月1日、受付時間は13:00～16:00です。下記電話番号で受付けています。

専用電話：**022-341-2010**

対応時間 30分	8月1日	9月5日
10月3日	11月7日	12月5日



■「会員加入のお誘い・お声がけ」へのご協力・「寄付」のお願い

ネットとうほくは、皆様のご理解・ご協力を得て、2025年6月30日現在の会員数は、個人正会員95名、団体正会員9団体、個人賛助会員6名、団体賛助会員2団体となっており、減少している状況です。ネットとうほくは、会費、寄付金、委託事業等の事業収入により運営されています。お知り合いの方々や消費者問題に関心をお持ちの方（個人・団体）に入会のお誘い、当団体主催の企画への参加のお声がけ等、会員数の増加に向けてご協力をお願いいたします。

また、NPO法人に寄付金をすると税制上の優遇措置が適用される「認定NPO法人」を取得しています。会員のみなさまの利便性等を目的とし、2024年11月より会員管理システム「Syncable（シンカブル）」の運用も開始し、クレジットカードでのご入金が可能となっています。引き続き一人でも多くの方からのご支援、ご協力をいただけますようお願いいたします。いただいたご支援は消費者被害の未然、拡大防止の活動に繋がります。



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら

一人で悩まず

「消費者ホットライン」  188（局番なし）にすぐ電話！



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 703

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp